げるＣＡＤ／ＣＡＭインレー又は区分番号Ｍ０１７－２に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算１として、それぞれについて55点、55点又は110点を所定点数に加算する。

２　接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算２として、区分番号Ｍ０１０－３に掲げる接着冠ごとに45点を所定点数に加算する。

３　２のイについて、支台装置ごとの装着に係る費用は、所定点数に含まれる。

Ｍ００５－２　仮着（ブリッジ）（１装置につき）

１　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　40点

２　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　80点

Ｍ００６　咬合採得

１　歯冠修復（１個につき）　18点

２　欠損補綴（１装置につき）

イ　ブリッジ

⑴　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　76点

⑵　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　150点

ロ　有床義歯

⑴　少数歯欠損　57点

⑵　多数歯欠損　187点

⑶　総義歯　283点

ハ　口蓋補綴、顎補綴

⑴　咬合採得が困難なもの　260点

⑵　咬合採得が著しく困難なもの　360点

注１　２のイ⑵並びにロ⑵及び⑶並びにハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算１として、60点を所定点数に加算する。

２　２のイ⑵並びにロ⑵及び⑶並びにハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算２として、80点を所定点数に加算する。

３　注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号Ｍ００３に掲げる印象採得の注１及び注２並びに区分番号Ｍ００７に掲げる仮床試適の注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、同日に行った場合を除き、別に算定する。

４　注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、１装置につき、いずれか１つのみ算定する。

５　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｍ００７　仮床試適（１床につき）

１　少数歯欠損　40点

２　多数歯欠損　100点

３　総義歯　190点

４　その他の場合　272点

注１　２及び３について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算１として、60点を所定点数に加算する。

２　２及び３について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算２として、80点を所定点数に加算する。

３　注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号Ｍ００６に掲げる咬合採得の注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、同日に行った場合を除き、別に算定する。

４　注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、１装置につき、いずれか１つのみ算定する。

５　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｍ００８　ブリッジの試適

１　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　40点

２　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　80点

（歯冠修復）

Ｍ００９　充填（１歯につき）

１　充填１

イ　単純なもの　106点

ロ　複雑なもの　158点

２　充填２

イ　単純なもの　59点

ロ　複雑なもの　107点

注１　歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は１により、それ以外は２により算定する。

２　１の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれる。

Ｍ０１０　金属歯冠修復（１個につき）

１　インレー

イ　単純なもの　192点

ロ　複雑なもの　287点

２　４分の３冠（前歯）　372点

３　５分の４冠（小臼歯）　312点

４　全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）　459点

注　３については、大臼歯の生活歯をブリッジの支台に用いる場合であっても算定できる。

Ｍ０１０－２　チタン冠（１歯につき）　1,200点

Ｍ０１０－３　接着冠（１歯につき）

１　前歯　370点

２　臼歯　310点

注　接着ブリッジのための接着冠に用いる場合に算定する。

Ｍ０１０－４　根面被覆（１歯につき）

１　根面板によるもの　225点

２　レジン充填によるもの　106点

Ｍ０１１　レジン前装金属冠（１歯につき）

１　前歯

イ　ブリッジの支台歯の場合　1,174点

ロ　イ以外の場合　1,170点

２　小臼歯　1,100点